

(午前10時00分)

○議長（佐藤忠吉） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第3回真室川町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

○議長（佐藤忠吉） **日程第1**、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、真室川町議会会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。8番、佐藤正美議員、9番、佐藤一廣議員の両名を指名いたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第2**、会期の決定を議題とします。

会期日程につきましては、議会運営委員会に付託しておりますので、その結果について委員長より報告を求めます。議会運営委員長、佐藤正美君。

○議会運営委員長（佐藤正美） おはようございます。

本定例会の会期運営につきましては、去る8月30日午後1時30分より議会運営委員会を開催し、次のように決定をいたしましたので、ご報告をいたします。

まず、会期につきましては、本日6日より12日までの7日間、健全化判断比率等の報告1件、人事案件1件、条例の設定、制定5件、規約の一部変更1件、購入計画の締結2件、工事請負契約の締結1件、平成24年度一般会計及び特別会計補正予算1件、平成23年度一般会計を初めとする8会計決算の認定を慎重に審議したいと思います。

なお、会期日程につきましては、各位のお手元に配付しておりますので、ご説明は省略をさせていただきます。

また、今定例会に提案されました21議案と請願3件を7日間の会期をもって審議されるわけですので、議員各位並びに執行部におかれましては、円滑な運営がされますようご協力をお願いし、ご報告といたします。

○議長（佐藤忠吉） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より12日までの7日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より12日までの7日間とすることに決定いたしました。

○議長（佐藤忠吉） 日程第3、諸般の報告をいたします。

町代表監査委員につきまして全日程の出席依頼をしておりましたが、諸事情により全日程の欠席届が提出されております。やむを得ない事情と判断し、受理したところであります。

なお、教育委員長並びに農業委員会会長におかれましては本日6日、7日、10日、12日の本会議のみの出席要求しておりますので、ご報告いたします。

また、本定例会の説明員として出席通知ありました一覧表の写しを皆さんのお手元に配付しております。

議員各位におかれましては、町畜産振興研修会並びに町内産和牛肉食味会、また町防災訓練兼山形県消防協会最上支部総合防災訓練への出席、大変ご苦労さまでした。

次に、8月17日からの私の日程報告と、皆様方と私の当面の日程を参考資料としてまとめておきましたので、参照ください。

町監査委員より平成24年8月の例月出納検査報告書の提出を受け、議長室に備えておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

私のほうからは以上です。

町長から何かございませんか。町長。

○町長（井上 薫） 皆さん、おはようございます。

初めに、佐藤議長からもありましたけれども、松田代表監査委員の件であります。諸事情によりまして欠席させてもらうことになりました。本人からも議員の皆様にご迷惑をおかけして申しわけないと伝えてくださいというようなことがありましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3点について報告いたします。

9月2日、第37回町防災訓練兼第30回山形県消防協会最上支部総合防災訓練がありまして、大変暑い中でありましたけれども、大変ご苦労さまでありました。管内消防団のほか、駅前地区町民の方々も160名以上参加していただきました。自主防災、士気高揚と実際に近い避難訓練へ改良しながら来年につなげてまいりたいと思ひます。

2点目ではありますが、9月3日に最上広域消防北支署の建設の安全祈願祭が行われ、建設工事が始まりました。設計監理は秦・伊藤設計、施工業者は沼澤工務店で、鉄筋コンクリートづくり、平屋384平米、総事業費1億3,700万円、完成予定は来年の3月6日となっております。

3点目ではありますが、熊の状況であります。8月に入り、熊の目撃情報や被害が多数寄せられており、駆除のため12カ所にわなを設置し、8月26日に中村、9月2日に西川、昨日長野で、計3頭を捕獲しております。今後の日程ではありますが、9月17日に敬老会を開催いたします。対象者は116名、米寿63名、喜寿120名、金婚21組、オシドリ夫婦29組で、参加者は105人です。議員各位にもご出席いただきますよう、お祝いをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○議長（佐藤忠吉） **日程第4**、議案を上程いたします。

平成24年第3回真室川町議会定例会議案。

報告第9号 平成23年度健全化判断比率並びに公営企業資金不足比率の報告について、議案第32号 真室川町教育委員会委員の任命に同意を求めることについて、議案第33号 町立中学校統合に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について、議案第34号 真室川町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号 真室川町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号 真室川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号 町立真室川病院の一部負担金、使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、議案第39号 平成24年度秋山牧場管理用機械購入契約の締結について、議案第40号 平成24年度秋山牧場クレーン付運搬車購入契約の締結について、議案第41号 平成24年度まむろ川温泉梅里苑改修工事請負契約の締結について、議案第42号 平成24年度真室川町一般会計補正予算、議案第43号 平成24年度真室川町介護保険特別会計補正予算、認定第1号 平成23年度真室川町一般会計歳入歳出決算、認定第2号 平成23年度真室川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号 平成23年度真室川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第4号 平成23年度真室川町介護保険特別会計歳入歳出決算、認定第5号 平成23年度真室川町立真室川病院事業会計歳入歳出決算、認定第6号 平成23年度真室川町水道事業特別会計歳入歳出決算、認定第7号 平成23年度真室川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定第8号 平成23年度まむろ川温泉梅里苑事業特別会計歳入歳出決算。

以上、21議案を一括して上程いたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第5**、町長より提案理由の説明を求めます。町長、井上薫。

○町長（井上 薫） 平成24年第3回真室川町議会定例会に提出いたしました報告第9号の報告1件、議案第32号から第43号までの12議案、認定第1号から第8号までの8件の認定につきまして提案理由を説明いたします。

最初に、報告第9号 平成23年度健全化判断比率並びに公営企業資金不足比率の報告についてであります。本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、議会への報告と公表を行うものであります。健全化判断比率は、実質公債費比率、将来負担比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率の4指標であります。平成23年度の各数値につきまして実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、各会計とも赤字ではありません。実質公債費比率は11.6%で、前年度から2.5ポイント改善しております。将来負担比率は48.5%で、これも

前年度から7.3ポイント改善しており、いずれも早期健全化基準を下回っております。公営企業資金不足比率では、病院事業、水道事業、下水道事業、梅里苑事業の公営企業会計が対象がありますが、各会計とも資金不足はありません。以上を監査委員の審査意見書とともに報告するものであります。

なお、各指標の推移と参考数値を決算附帯資料にのせておりますので、ご参照ください。

次に、議案第32号 真室川町教育委員会委員の任命に同意を求めることについてであります。本件は現委員の沓澤力委員の任期が本年9月30日をもって満了となることから、その再任について同意を求めるものであります。

次に、議案第33号 町立中学校統合に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてであります。本件は来年4月1日から及位中学校が真室川中学校に統合するに当たって学校名等、関係条例の一部改正を行う必要があるため、当該条例を設定するものであります。

次に、議案第34号 真室川町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は東日本大震災の教訓から防災組織の充実を主に、災害対策を強化するため、災害対策基本法が平成24年6月27日に改正されたことから、当該条例の所掌事務の変更、防災会議委員に自主防災組織または学識経験者を追加する等の改正であります。

次に、議案第35号 真室川町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は災害対策基本法が改正されたことから、当該条例で引用している条項を改正したものであります。

次に、議案第36号 真室川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は人事院規則の改正により特別休暇のうち骨髄を提供する場合に加え、抹梢血幹細胞を提供する場合もいわゆるドナー休暇として取得できるようになったことから、当該条例の改正を行うものであります。

次に、議案第37号 町立真室川病院の一部負担金、使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は介護老人保健施設入所者が町立病院で受診した場合、健康保険法適用外となり、自由診療として保険法適用の1.5倍の費用となることから、負担軽減を図るため入所者を自由診療から除外する当該条例の改正を行うものであります。

次に、議案第38号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてであります。本件は外国人登録法の廃止と住民基本台帳法の一部改正に伴い、山形県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要があるため、当該規約の一部変更を行うものであります。

次に、議案第39号 平成24年度秋山牧場管理用機械購入契約の締結についてであります。本件は秋山牧場の管理用機械としてトラクター1台と附帯機械としてブロードキャスター1基、ロータリーブロー1基の購入契約を締結したので、地方自治法及び町条例に基づき議決を求めるものであります。

次に、議案第40号 平成24年度秋山牧場クレーン付運搬車購入契約の締結についてであります。本件は秋山牧場クレーン付運搬車1台の購入契約を締結したので、地方自治法及び町条例に基づき議決を求めるものであります。

次に、議案第41号 平成24年度まむろ川温泉梅里苑改修工事請負契約の締結についてであります。本件はまむろ川温泉梅里苑の浴場、脱衣所、サウナ室の床、壁、天井の張りかえ、洗い場増設等の改修を行う請負工事契約を締結したので、地方自治法及び町条例に基づき議決を求めるものであります。

次に、議案第42号 平成24年度真室川町一般会計補正予算であります。本件は既定の歳入歳出予算総額51億3,730万円に歳入歳出それぞれ2億8,870万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億2,600万円と定めた補正予算であります。

歳出の主な内容につきましては、4款衛生費の環境対策費において、再生可能エネルギー導入促進事業で補助内示が大幅に増額となったため、当初予定していた太陽光街路灯設置を梅里苑の木質チップボイラー設置工事に計画変更し、5,528万3,000円の増額。

6款農林水産業費の担い手育成費において、青年就農給付金が975万円の増額。畜産費において、畜産規模拡大支援事業費補助金が800万円の増額。農地・水保全管理支払い交付金が352万6,000円の増額。

7款商工費において、プレミアム付き商品券発行事業費補助金が440万円の増額。

8款土木費の道路橋梁費において、県営土木事業負担金が312万6,000円の増額。道路維持費において、町道のり面修繕費が760万円の増額。流雪溝整備事業費において、駅前消雪用井戸ポンプ取りかえ工事費が378万3,000円の増額。住宅費において、東町住宅解体費が303万6,000円の増額。住環境快適サポート事業費において、浄化槽設置整備事業費補助金が455万円の増額。河川費において、県営事業負担金が1,181万9,000円の増額。

9款消防費の防災力基盤強化事業費において、消防ポンプつき積載車1台、455万8,000円。ドクターヘリ臨時離着陸場整備工事費1,060万円のそれぞれ増額。

10款教育費の小学校と中学校費の学校給食地産地消促進、米粉利用推進事業費補助金が合わせて188万3,000円の増額。中学校費において、及位中学校閉校準備委員会補助金が96万円の増額。歴史民俗資料館管理費において、真室二郎集印刷製本費が79万8,000円の増額。

11款災害復旧費の農業用施設小災害復旧事業費補助金が60万円。公共土木施設災害復旧費が1億4,431万7,000円のそれぞれ増額であります。

歳入の主なものは、13款国庫支出金の公共土木施設災害復旧事業費負担金が8,616万8,000円。

14款県支出金の環境対策費補助金が4,181万8,000円。農業費補助金が1,293万2,000円。

15款財産収入の土地開発公社残余財産収入が1,415万1,000円であります。

これらで不足する財源を繰越金2,692万9,000円と普通地方交付税8,774万円で調整いたしま

した。

次に、議案第43号 平成24年度真室川町介護保険特別会計補正予算であります。本件は既定の歳入歳出予算総額9億2,280万円に歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,390万円と定めた補正予算であります。内容につきましては、認知症施策総合推進事業費81万6,000円と、前年度に国庫及び支払基金から交付を受けた介護給付費負担金等の精算に伴う返還金28万4,000円のそれぞれ増額であります。

以上、報告1件、議案12件であります。

次の認定第1号から認定第8号までは、平成23年度の各会計の歳入歳出決算であり、説明につきましては決算の調整をいたしました会計管理者から、また企業会計につきましては所管する病院事務長、建設課長、産業課長からそれぞれ決算特別委員会の冒頭に申し上げます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第6**、監査委員より平成23年度真室川町各種会計審査意見書の報告と平成23年度健全化判断比率並びに公営企業資金不足比率審査意見書の報告を求めます。監査委員、佐藤勝徳君。

○監査委員（佐藤勝徳） おはようございます。松田代表委員にかわり、私から平成23年度の真室川町各種会計審査意見書並びに平成23年度財政健全化審査意見書、平成23年度公営企業経営健全化審査意見書を報告させていただきます。

なお、私からの審査意見書報告の中で決算額は、皆さんにお渡ししております監査意見書の内容のとおり、1,000円単位までの報告とさせていただきます。詳細につきましては会計管理者、町立病院事務長、建設課長、産業課長より説明を申し上げます。

まず、審査の対象でございますが、今回審査に付されました会計は10件でございます。(1)、平成23年度真室川町一般会計歳入歳出決算書、(2)、平成23年度真室川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、(3)、平成23年度真室川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、(4)、平成23年度真室川町介護保険特別会計歳入歳出決算書、(5)、平成23年度真室川町立真室川病院事業会計歳入歳出決算書、(6)、平成23年度真室川町水道事業特別会計歳入歳出決算書、(7)、平成23年度真室川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書、(8)、平成23年度まむろ川温泉梅里苑事業特別会計歳入歳出決算書、(9)、平成23年度真室川町財産に関する調書、(10)、平成23年度真室川町基金運用状況調書の10件でございます。

審査の実施期日は、24年6月28日、7月23日、7月24日、7月25日の4日間でございます。

審査の場所は、真室川町役場監査委員室で行いました。また、病院事業会計につきましては町立真室川病院の会議室で行いました。

審査の方法でございますが、審査に当たっては町長から付された平成23年度各会計歳入歳出

決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに各基金の運用状況を示す書類について、歳入歳出、その他関係帳票、収入支出証書類を照合調査するとともに、関係職員の説明を聴取し、定例監査の結果を参考とするなどの方法により、法令やその他の規定に基づいて処理されているか、予算の執行が適正であるかなどに主眼を置いて審査いたしました。

なお、現金、預金の残高確認、証書類の検査については、別に法の規定に基づく例月出納検査において実施済みでありますので、省略いたしました。

次に、決算の概要でございますが、平成23年度の各種会計の歳入歳出状況は表1のとおりとなりました。

一般会計では、予算に対し収入率99.9%、歳出執行率は97.2%、繰越明許費を勘案すると、それぞれ100.9%、98.1%となり、財政運営の堅実性が見られるが、特別会計の各会計では法的事項も含め、補助、負担根拠があるものの、一般会計より多額の繰り入れを受け、黒字決算としております。

それでは、一般会計の収支状況を申し上げます。平成23年度の決算額は、表2のとおり歳入は61億4,054万9,000円で、対前年度6億1,584万6,000円、11.1%の増、歳出は59億7,207万2,000円で、対前年度6億9,315万2,000円、13.1%の増となり、歳入歳出差引額では1億6,847万7,000円と、前年度より大幅な減となりました。これは、東日本大震災の影響による繰越明許費が多額だったため、今年度も翌年度に繰り越すべき財源2,469万5,000円であり、実質収支は1億4,378万2,000円の黒字決算となりました。

歳入決算の状況でございますが、表3のとおり61億4,054万9,000円で、対前年度6億1,584万6,000円、11.1%の増であります。不納欠損処理により収入未済額は毎年減少しておりますが、税の公平、公正な負担の原則からも一層の計画的徴収により、未納金の解消に努力されることを望みます。

款ごとの決算状況は表4のとおりで、地方交付税は昨年並みに交付されました。収入が前年度より増加した項目のうち、国庫支出金は防災放送システム整備事業により39.3%、繰入金は5基金を廃止し、繰り入れ処理したことから1,823.1%、繰越金は前年度繰越明許費繰越額等が42.8%、町債が33.1%となっております。

主な収入源は、分担金及び負担金は畜産担い手育成総合整備事業分担金等により57.6%、地方譲与税は自動車重量譲与税等が10.3%となっております。

次に、歳出決算の状況でございますが、表5、6のとおり59億7,207万2,000円で、対前年度6億9,315万2,000円、13.1%の増であります。

主な支出では、消防費が防災放送システム整備事業等により143.7%の増、災害復旧が50.5%の増、安楽城地区統合小学校関連費を含む教育費が43.9%の増となりました。

また、衛生費は病院事業会計、水道事業会計補助金の減額により12.2%の減、繰上償還1億3,725万8,000円を含む公債費が5.8%の減、民生費は認定こども園支援事業費の減額等で3.5%の減、予算現額と決算額の差引額は1億7,160万5,000円、執行率97.2%となりますが、繰越明許費が5,609万2,000円を勘案すると、不用額は1億1,551万3,000円となり、執行率は98.1%となります。

事業等の執行に当たっては、無駄を省き、適正な予算執行を行ったものと判断するものであります。今後とも予算措置並びに予算執行については十分検討され、適正な財政運営をお願いするものであります。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。国民健康保険特別会計についてであります。最上地区広域連合負担金について、前年度までは全額、一般会計で支出していましたが、保険基盤安定制度に係る負担金については、一般会計から本会計に繰り入れをした後、最上地区広域連合へ納付することとされたため、表7のとおり決算規模が大幅に増額いたしております。平成19年度より最上地区広域連合に移行したことから、国民健康保険税収入は滞納分徴収の86万8,000円だけで、23年度も795万1,000円と、多額の不納欠損処理を執行するに至りました。財政の安定化を目指し、共同化した広域連合の国保財政を圧迫するばかりでなく、負担の公平性からも問題であることから、徴収にはなお一層努力されるよう強く要望いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。前年度まで一般会計で支出していた療養給付費負担金について、一般会計から本会計に繰り入れした後、後期高齢者広域連合へ納付することとされたため、表9のとおり決算規模が大幅に増額いたしております。歳出決算では、保険料負担金4,857万7,000円、医療給付費負担金1億579万5,000円などを山形県後期高齢者広域連合に納付を主とする会計であります。医療費の増嵩は著しく、将来を見通した十分な検討と総合的な医療保険制度充実への対応を望むものであります。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。歳入決算では、表11のとおり国庫補助金が2億2,558万5,000円で、対前年度457万9,000円、2.1%の増、繰越金は1,035万円で、対前年度752万5,000円、266.4%の増となりました。歳入減では、繰入金1,271万5,000円で、7.6%の減、介護保険料は1億535万1,000円で、対前年度178万3,000円、1.7%の減となり、歳入合計では8億9,652万2,000円で、対前年度931万2,000円増となりました。歳出決算では、表12のとおり保険給付費が対前年度846万8,000円増の8億4,528万円で、歳出総額の94.4%を占めております。介護保険制度の定着とともに、介護サービス利用者がふえ、非常に厳しい収支状況であります。

続きまして、町立真室川病院事業会計について申し上げます。医師不足解消は、病院経営の根幹であります。現状では応援医師の派遣を受けながらの厳しい経営状況であります。収益

的収入では、医業収益 9 億 1,689 万 4,000 円、対前年度 4,369 万 2,000 円、5 % の増、医業外収益では 1 億 5,618 万 5,000 円、対前年度 2,319 万円、12.9 % の減、繰入金は 1 億 8,150 万円で、対前年度 2,850 万円、13.6 % の減となり、収入合計では 10 億 7,307 万 9,000 円、対前年度 2,045 万 2,000 円、1.9 % の増となりました。入院数は、対前年度 0.5 % 減ですが、外来数では対前年度 1.9 % 増となり、平均在院日数の短縮等で単価上昇も図り、病床利用率 87 %、医業収支比率 88 % 台と、過去 5 年間で最もよい状況であり、経営努力が認められます。収益的支出では、医業費用が 10 億 3,926 万 4,000 円、対前年度 2,440 万 8,000 円、2.4 % の増、医業外費用は 3,293 万 2,000 円、対前年度 72 万 5,000 円、2.2 % の減となりました。医業損失は 1 億 2,237 万円ですが、一般会計繰入金等で補填し、経常利益 88 万 3,000 円を確保、過年度損益修正損 38 万 3,000 円を計上、当年度純利益 50 万円となりました。資本的収支では、補助金と企業債で 636 万 5,000 円を確保し、医療器械購入費、企業債償還金に 5,394 万 2,000 円の支出、収支不足額 4,757 万 7,000 円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額 138 万 7,000 円と、損益勘定留保資金 4,619 万円で補填いたしております。

続いて、水道事業特別会計を申し上げます。町の人口減少とともに、給水人口も年々減少し、営業収支比率が悪化いたしております。収益的収入のうち営業収益は 1 億 7,066 万 9,000 円で、対前年度 191 万 3,000 円、1.1 % の減、収益的収支のうち営業費用は 2 億 1,228 万 9,000 円で、対前年度 190 万 5,000 円、0.9 % の減となり、特に営業費用のうち減価償却費は 1 億 2,872 万 4,000 円で、60.6 % を占め、経営を圧迫いたしております。営業損失 4,162 万円は、一般会計繰入金で補填し、当年度純利益は 9 万 2,000 円となりました。資本的収入は企業債 7,470 万円、国庫補助金 1,642 万 7,000 円、一般会計出資金 1,090 万円等で、収入総額は 1 億 729 万 4,000 円となりました。資本的支出は建設改良費 1 億 6,111 万 3,000 円、企業債償還金 7,322 万 6,000 円で、支出総額は 2 億 3,433 万 9,000 円となり、不足する 1 億 2,704 万 5,000 円は消費税資本的収支調整額 589 万 1,000 円、過年度及び当年度損益勘定留保資金 1 億 2,115 万 4,000 円で補填いたしております。

続きまして、公共下水道事業特別会計を申し上げます。本会計の歳入額は 1 億 4,291 万 5,000 円、歳出額は 1 億 4,235 万 3,000 円で、差し引き 56 万 2,000 円の実績収支となっております。歳入の主なものは、一般会計繰入金 6,970 万円、町債 3,180 万円、国庫支出金 2,200 万円であります。使用料、手数料は 1,784 万 5,000 円で、構成比率 12.5 % と、非常に厳しい状況であります。歳出の主なものは、下水道管布設等 8,537 万 5,000 円、企業債償還金 5,697 万 8,000 円で、対前年度 1,309 万 6,000 円、8.4 % の減となっております。加入率は 47.8 % まで向上いたしましたが、なお一層の計画的、効率的に事業を推進し、さらなる加入率向上を進めていただきたい。

次に、まむろ川温泉梅里苑事業特別会計について申し上げます。町の直営施設として梅里苑、遊楽館を運営し、町民の保養、交流の場として営業いたしております。営業収益は 7,661 万 6,000 円、対前年度 5.8 % 増で、東日本大震災による休業もありましたが、全日本スキー大会関

係者の宿泊があり、419万1,000円の増となったものであります。営業費用は8,902万7,000円、対前年度290万4,000円の減ですが、これは休業中における人件費等の減によるものであります。以上、営業損失は1,241万1,000円となりましたが、一般会計繰入金で補填をし、40万9,000円の当年度純利益となっております。

続きまして、財産に関する調書について申し上げます。財産に関する調書については、土地はあさひ小学校グラウンド整備により8,917平方メートル増加し、家屋は及位中学校の特別教室棟や町営住宅の解体により減少いたしております。

続きまして、基金運用状況調書について申し上げます。基金運用状況調書につきましては、基金設置目的の終了したものや果実運用が困難で、有効な運用ができない地域振興基金や地域福祉基金等5基金を廃止し、財政調整基金と町有施設整備基金を増額しましたが、いきいきファミリー育成基金や介護保険給付基金等の活用により、全体では前年度より383万4,000円減少いたしました。

次に、審査の結果及び意見等について申し上げます。まず最初に、共通する事項として、平成23年度真室川町各会計歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに基金運用状況調書は、法令等に定められた規定どおりに作成されておりました。また、歳入歳出決算書、基金現在高、証券等について審査、照合した結果、適正と認められました。

各会計間の資金計画及び運用については、出納室と随時調整の上、より計画的で効率的な資金運用を望むものであります。

前年度に引き続き、一般会計と水道事業特別会計で繰上償還を行うなど、町債残高の減額が図られておりますが、全会計の残高は88億2,269万円で、依然多額であり、歳出に占める償還金の割合も高い状況でありますので、今後も将来世代に過度の負担を強いることのない計画的な借入れと償還に努めていただきたいと思います。

次に、一般会計について申し上げます。決算規模は大幅に伸びましたが、歳出執行率は繰越明許費を入れると98.1%で、不用額は1.9%となり、実質収支で1億4,378万6,914円としたことは、堅実な予算執行によるものと認めます。

防災放送は、災害時、緊急時に不可欠な設備でありますので、町全地区で明解に聞き取れるよう、今後も調整に努めていただきたいと思います。

町税の徴収率は93.9%で、前年度より1.6%増加しておりますが、不納欠損額は1,019万4,228円と、前年度より75万7,646円の減となりましたが、3,022万243円の収入未済額があります。延滞金については、徴収の統一した対応を検討し、上記とあわせ、今後とも税負担の公平性を確保しながら、徴収率の向上に努力していただきたいと思います。

それでは、各種特別会計について申し上げます。最初に、国民健康保険特別会計についてで

あります。税収は、滞納繰り越し分だけで、今年度も795万733円の不納欠損処分を行っております。他の諸税や納付金とともに、負担の公平性からも問題であることから、徴収率の向上に一層取り組んでいただきたいと思います。

次に、病院事業会計についてであります。病院事業会計については、自治体における医師不足は全国的に深刻な問題であります。当町においても対策を講じているようではありますが、町民の期待と信頼にこたえるべく、なお一層医師の確保と経営の改善に努めていただきたいと思います。

次に、水道事業特別会計についてであります。22年度より3年間の計画で高利率の起債を繰上償還し、3,629万円の負担軽減を図る計画であります。しかし、投下資本の割合と比較し、料金収入が少なく、経営を圧迫している面もありますので、新規布設には給水人口の推移を考慮しながら行うべきだと思います。

次に、下水道事業特別会計についてであります。今後も加入率向上に努めるとともに、住みよい生活環境の整備と清浄な水質を保つため、計画的かつ効率的な事業の推進を望むものであります。

次に、まむろ川温泉梅里苑事業特別会計について申し上げます。入浴者数は年々減少しており、利用拡大に向けた対策を講ずる必要があると考えます。

続きまして、財政健全化法に基づく平成23年度財政健全化審査意見書並びに平成23年度公営企業経営健全化審査意見書の報告を申し上げます。

まず、財政健全化審査意見書でございますが、この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果であります。総合意見でございますが、審査に付されました下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

個別意見であります。最初に、実質赤字比率についてであります。赤字となっていないため、良好な状態にあると認められます。

続きまして、連結実質赤字比率についてであります。連結赤字となっていないため、良好な状態にあると認められます。

続きまして、実質公債費比率についてであります。平成23年度の実質公債費比率は、早期健全化基準の25.0%に対し11.6%となっており、前年度比2.5ポイント改善いたしております。

続きまして、将来負担比率について申し上げます。平成23年度の将来負担比率は、早期健全化基準の350.0%に対し48.5%となっており、前年度比7.3ポイント改善いたしております。

是正改善を要する事項ではありますが、指摘すべき事項は、特にございません。

次に、公営企業経営健全化審査意見書についてであります。審査の概要につきましては、この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果であります。総合意見につきましては、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

なお、個別意見につきましては、資金不足となっていないため、良好な状態にあると認められます。

是正改善すべき事項につきましては、指摘すべき事項は特にございません。

なお、水道事業、病院事業、下水道事業、まむろ川温泉梅里苑事業、いずれの事業も資金不足が生じていないため、比率はございません。

以上、平成23年度真室川町各種会計審査意見書、平成23年度財政健全化審査意見書、平成23年度公営企業経営健全化審査意見書のご報告を申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第7**、決算審査特別委員会の設置と付託に入ります。

お諮りいたします。本定例会に上程されている認定第1号から認定第8号までの8議案を審査するため、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 全員異議なしと認めます。

よって、本案については9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、付託することに決定いたしました。

次に、委員の選任についてお諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議席番号1番、外山正利君、3番、佐藤成子君、4番、佐藤正君、5番、高橋保君、6番、名村肇君、7番、大友又治君、8番、佐藤正美君、9番、佐藤一廣君、10番、五十嵐久芳君。

以上、9名の方を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 全員異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました9名の方を決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

○議長（佐藤忠吉） 日程第8、請願の紹介と委員会付託に入ります。

請願第2号について、紹介議員より説明を求めます。1番、外山正利君。

○1番（外山正利） 請願第2号について説明を申し上げます。

請願内容を紹介いたしまして、説明をさせていただきたいと思います。

請願書。真室川町議会議長 佐藤忠吉殿。紹介議員、外山正利。請願者、連合山形新庄最上地域協議会議長 渡辺裕一。

件名、地方財政の充実・強化を求める請願についてであります。

（請願の趣旨）

急速な高齢化社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっております。社会保障においては、子育て、医療、介護など、多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、安定した財源の確保が重要です。

また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっております。

とくに、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結び付け、これらの政策分野の充実・強化が求められております。2012年度政府予算では、地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2013年度予算においても、2012年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められます。

貴議会におかれましては、2013年度の地方財政予算全体の安定確保に向けてご審議いただき、国の関係機関に意見書を提出されるよう、地方自治法124条の規定により請願をいたします。

1. 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種政策を十分に講ずること。また、復旧・復興に要する地方負担分は、通常の予算とは別に計上すること。
2. 医療・介護、子育て支援分野の人材確保など、少子・高齢化に対応した一般行政経費の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2013年度地方財政計画を策定すること。
3. 地方財源の充実・強化をはかるため、地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再配分機能の強化、国税5税の法定率の改善、社会保障分野の単位費用の改善、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上であります。特段のご賛同を承りますようお願い申し上げます。請願2号の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤忠吉） 続いて、請願第3号について紹介議員より説明を求めます。1番、外山正利君。

○1 番（外山正利） 請願 3 号について説明を申し上げます。

請願内容については、先ほどと同じように紹介をいたしまして、説明をさせていただきたいと思えます。

請願書。真室川町議会議長 佐藤忠吉議長様。紹介議員、外山正利。請願者、山形県教職員組合最上地区支部支部長 松田ひろみ。

件名、少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書採択の要請でございます。

2 つ目、請願の趣旨でございます。

35 人以下学級について、昨年義務標準法が改正され小学校 1 学年の基礎定数化がはかられたものの、今年度小学校 2 学年については加配措置に留まっています。

日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1 クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約 6 割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26 人～30 人を挙げています。このように、保護者も 30 人以下学級を望んでいることは明らかであります。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちの増加や障害のある児童生徒の対応等が課題となっています。不登校、いじめ等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことから、学級規模縮減以外の様々な定数改善も必要です。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDP に占める教育費の割合は、OECD 加盟国（28 カ国）の中で日本は最下位となっています。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育はきわめて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

こうした観点から、政府予算編成において下記事項の実現について、地方自治法 99 条の規定に基づき国の関係機関への意見書を提出いただきますよう、請願をいたします。

1. 少人数学級を推進すること。当面、2 学年を 35 人以下学級とし、早期に全学年に拡大すること。

2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上であります、特段のご賛同を承りますようお願い申し上げます、請願3号の説明にかえさせていただきたいと思ひます。

○議長（佐藤忠吉） 続いて、請願第4号について紹介議員より説明を求めます。1番、外山正利君。

○1番（外山正利） 請願第4号について説明を申し上げます。

請願内容を紹介いたしまして、説明をさせていただきたいと思ひます。

件名、脱原発社会に向けたエネルギー政策の転換を求める意見書の提出に関する件。

趣旨。

脱原発社会に向けたエネルギー政策の転換を求めるため、下記の事項を内容とする意見書を政府並びに関係機関に提出してください。

1. エネルギー政策を原子力発電依存から再生可能エネルギーへと転換する事。
2. 原子力発電所は、建設中のものも含め新たな建設や増設は行わない事。また、既存の原子力発電所については、停止中の炉は再稼働させず、運転中の炉は順次廃炉にする事。
3. 放射能の汚染に万全を期すと共に、放射能情報を随時国民に公表する事。

理由。

昨年3月11日に発生した東日本大震災による、東京電力福島第一原子力発電所の連続爆発、炉心溶融事故は、かつてない深刻な放射能汚染を引き起こし、未だ収束の目途は立っておりません。

多くの住民が住み慣れた家、職場を追われ、長期にわたる避難生活を余儀なくされ、健康被害に怯えながら不安な生活を強いられている現実、人類と核の共存が困難であることを私たちに突きつけています。

こうした中、吉村美栄子山形県知事は、即原発を停止をし、再生可能エネルギーへシフトする新たな山形県のエネルギー戦略を策定しております。

以上のような状況を受け、貴議会におきましても原子力に依存しないエネルギー政策の転換を求める意見書を政府並びに関係機関に対して提出されますようお願いいたします。

上記のとおり、地方自治法第124条の規定により請願をいたします。

真室川町議会議長 佐藤忠吉殿。請願者、さよなら原発県民アクション呼びかけ人代表 高橋義夫。紹介議員、外山でございます。

以上であります、特段のご賛同承るようお願い申し上げます、請願の説明にかえさせていただきたいと思ひます。

○議長（佐藤忠吉） ただいま紹介されました請願につきまして、お手元の請願文書表をごらんください。会議規則第92条の規定により、請願第2号、第3号につきましては総務文教常任委員会

に、請願第4号につきましては産業福祉常任委員会に付託いたします。

○議長（佐藤忠吉） 日程第9、一般質問に入ります。

一般質問は、配付しております一覧表の順といたします。

なお、質問は真室川町議会運用例を遵守するとともに、再質問は議席で行うことを許可いたします。

順番に質問を許可します。高橋保議員に申し上げます。持ち時間45分になっていますが、お昼をとる関係で午後に延びる可能性もありますので、それでいいですか。

○5番（高橋 保） はい、それで結構です。

○議長（佐藤忠吉） 高橋保君。

○5番（高橋 保） さきに通告しております真室川町において、森林、林業の再生や木質バイオマスに今後どのように取り組むのかを伺います。

平成21年12月に策定された森林・林業再生プランで、10年後に木材自給率50%を目指し、山村の振興、活性化、木材の安定供給体制の確立、低炭素社会の構築を図るとしております。東日本大震災では、地震の揺れと津波による建物の全壊、半壊は37万戸を超え、このうち全壊は13万戸に及んでおります。災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設が始まり、平成23年11月16日付、国土交通省の調べによると、岩手県、建設戸数1万3,984戸のうち、木造割合26.7%、宮城県2万2,042戸のうち、木造割合13%、福島県1万5,788戸のうち、木造割合42.6%であり、震災、津波被害による応急仮設住宅においても木材需要は以上のとおりであります。被災地の今後の住宅等再建に当たっては、東北地方の木材供給量をはるかに上回る量の木材が必要になると言われております。山元立木価格も平成22年、素材価格が上昇したことから、19年ぶりに上昇し、平成23年、外材から国産材へのシフト、国内住宅需要の持ち直し等により、炭が前年比7%上昇し、立方当たり2,838円、ヒノキが4%上昇し、立方当たり8,427円となっており、2年連続で上昇しております。しかしながら、林業経営に至っていないのが現状であり、以上の観点から、間伐作業や枝打ち等を実施して、保育して行ってこそ林業の再生、山村振興につながるものと思います。

平成24年の8月30日の新聞報道によれば、本県で2014年、育樹祭が開催されることが決定されました。県みどり自然課によると、国土緑化推進機構の理事会で決定されたというふうなことでありますが、14年秋の誘致を申請したのは本県のみだったと言います。全国育樹祭は、健全で活力ある森林を育成し、次世代に継承するのが目的、全国植樹祭を開催したことがある都道府県で実施され、天皇皇后陛下が植えた樹木を皇太子様が手入れするのが通例となっております。県内で02年6月に金山町の県遊学の森で開かれた全国植樹祭で、両陛下がブナ、トチノキ、カツラなどを植えられました。14年秋の育樹祭は、この樹木について施肥、枝打ちなどを

行う予定となっております。

なお、山形県知事の談話としても載っておりますが、本県の豊かな森林を守り、生かし、そして次世代に継承する県民意識を構成する契機として、東日本大震災からの復興のシンボル行事として東北全体の元気、再生につながる大会にしたいという談話も載っております。

平成23年は、東日本大震災や相次ぐ台風、集中豪雨により大規模な災害が発生しました。3月11日の東日本大震災では、三陸沖を震源とする、観測史上最大規模の地震と、太平洋沿岸には大規模な津波により未曾有の被害が発生しました。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、環境中に大量の放射性物質が放射された。この大震災は、森林、林業、木材産業にも東北地方を中心に大きな影響を与えております。津波による海岸防災林の被災や、国内合板生産量の3割を担ってきた岩手県宮古市、大船渡、宮城県石巻市の合板工場が被災し、木材製品の安定供給に対する不安や素材の流通が滞っております。平成23年7月に政府が策定した東日本大震災からの基本方針では、沿岸部の復興に防災林を活用、林業、木材産業を地域の基幹産業として再生し、住宅や公共建築物への地域材の利用の促進、木質バイオマスを中心とするエネルギー供給体制の構築を進めるとしております。

最上町では、保健、医療、福祉の総合施設である最上ウェルネスプラザにおいて、間伐材の熱利用に取り組んでおります。平成18年度から19年度にかけて、同施設の重油ボイラーを550キロワットと700キロワットの木質ボイラーに交換して、施設内の福祉センター、病院、保健センター、老人保健施設、園芸ハウスに暖房、冷房、温水を供給しております。従来の重油ボイラーは、バックアップとして存置しているそうであります。燃料となるチップは、町内林業事業体と製材業者による設立された木材チップ会社が町内の民有林から搬出されたものをチップ化したものを供給しております。ほかに国有林からも炭材が安定的に供給され、新しく雇用も生まれております。木質チップボイラー導入により、平成21年度に重油使用料が平成11年度から17年度における平均の半分となり、年間1,800万円の経費を削減しているということであり

ます。

卒原発を目指す山形県、真室川町においても24年度予算に計上されているチップボイラーの導入があり、森林、林業の再生や木質バイオマスに今後どのように取り組むのか伺います。

1として、森林、林業の再生をどのように図るのか伺います。

②として、合板、集成材の加工工場を当町に誘致する考えがないかを伺います。

3番目として、燃料となるチップの安定供給をどのように考えていくのか。

4番目として、松、ナラ枯れの現状と対策はについて質問をいたします。

この場からの質問は、以上で終わります。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 高橋保議員のご質問、真室川町において森林、林業の再生や木質バイオマスに今後どのように取り組むのか何うの1点目、森林、林業の再生をどのように図るかについてお答えいたします。

真室川町第5次総合計画において、森林の持つ生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源の涵養等の公益的機能を理解し、森林の健全育成と保全に努めながら、森林資源の有効活用を図るため、林道整備や生産基盤の整備を推進するとともに、キノコや山菜を初めとする特用林産物の生産拡大に努め、また森林の計画的な伐採、造林を推進し、林業の担い手の育成と確保に努めていくことを林業振興の方向性としているところであります。

町内の林家では、その7割が5ヘクタール未満の零細林家となっており、高齢化や後継者不足等により林業に対する意欲と林業生産活動は停滞し、適正な保育管理が実施されない森林が増加しており、森林の持つ国土保全、水源涵養等公益的機能への影響も危惧されているところですが、林業の再生を図りながら多くの住民の関心の高まり、参加のもとに森林を適切に管理し、健全性を確保していくことが課題となっているところであります。

また、戦前、戦後に奨励し、植栽され、育林してきた杉も成熟した資源となっており、町内では国有林を除いたここ数年、毎年約50ヘクタールが主に間伐などの整備がされ、人工林の主伐に備えた森林整備が計画的に進められてきているものと思っております。

こうした現状の中で、林業振興を図る上で経営の合理化はもちろん、林業従事者の確保と後継者育成、生産の拡大による林業の活性化を図る必要があることから、町内森林の80%を管理する山形森林管理署最上支署や山形県、最上広域森林組合との連携を図りながら、以下の6つの項目を柱として施策を講じているところであります。

第1の林業経営体の経営改善と体質強化を促進し、地域特性や実情に即した林業施策については、森林法改正に伴う町森林整備計画の策定に伴い、公益的機能別森林と木材生産機能維持増進森林の区域を設定するとともに、機能別に伐期齢を定め、森林の持つ多面的機能の維持増進を図っていきます。

第2の計画的な林種転換をとともに造林を進め、枝打ち、除伐、間伐施業等の啓発普及による優良材の生産、また木造公共建築物やバイオマス利用等、木材の需要拡大については、3年間延長された森林整備の加速化、林業再生事業、美しい森林づくり基盤整備交付金等により引き続き間伐施業を計画します。

木造公共建築物の建築計画は現在ありませんが、木質バイオマス利用として梅里苑に木質チップボイラーの導入を新たに予定しているところであります。

第3の共同化により面的集約を図り、計画的な森林施業を促進するため、森林作業道の計画的な整備を進め、搬出間伐のコスト削減を目指し、林業、木材産業の活性化を図るについては森林所有者、または森林経営の受託者が計画を作成する森林経営計画により一体として整備さ

れる区域を設定し、個々で実施されていた搬出間伐が共同で施業されることによりコストの削減、効率的な搬出路網の整備を図っていきます。

第4の治山施設の整備により森林の持つ公益的機能の維持、増進、また保安林の整備を進め、山地災害の防止及び生産環境の保全については、治山事業は県が実施主体であります。町民からの要望を反映させながら、治山施設の整備を進め、あわせて保安林指定についても町民の理解を得ながら進めてまいります。

第5の国有林野事業と連携を図りながら、自然環境保全を前提とした森林空間交流、教育、レクリエーション等に加え、住民の森林に対する新たなニーズに対応した多様で質の高い森林空間の創出については、森林空間交流の場として県が進めているやまがた絆の森の候補地として町有林を登録します。

また、みどり環境交付金事業による学校林整備、国有林遊々の森、中村湿原などの保全活動を引き続き実施し、教育の場としての利用を計画します。

第6の町の特産品づくりとして推進してきた漆器生産の拠点となるうるしセンターの充実と、漆植栽地の保育、樹液生産等を進め、かき子、木地師、塗師の養成を図ってまいります。

以上、基本計画6項目にかかる事業の展開を進めているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目の合板、集成材の加工工場を誘致する考えはないかについてであります。東日本大震災に伴う木材産業への影響ですが、1つ目は震災により被災した宮城、岩手の鋼板工場の生産割合は全国の3割と推計され、被災当初は在庫を余り持たないという建設業界の状況。2つ目に、製品が品薄となり、供給面での混乱。3つ目に、国内の他工場の稼働率向上をもって対応されたことにより、需給状況は改善されていること。4つ目に、被災工場の6社のうち2社は廃業されたものの、残り4社は操業を再開したことなどが挙げられます。

また、林野庁資料によれば、集成材生産量は平成18年に168万立方メートルをピークに減少したものの、平成22年に住宅着工戸数の回復を受け、増加に転じています。また、企業数にあっては平成15年をピークに木材需要の減少と欧州からの輸入増加により集約化が進んでいるようであります。

合板製造業にあっては、平成12年をピークに18%減少し、平成22年で265万立方メートルの生産量となっておりますが、ロシアによる丸太輸出関税の引き上げを契機に、合板材料を国産針葉樹に転換する動きが急激に進み、森林資源により近い内陸部に建設されるケースも出てきております。

県内においては、合板、集成材の工場は稼働していないものの、間伐材等のうち低質材やナラ材の利用拡大につなげるため、新たな県産材合板製品の開発を隣県の合板企業に委託し、安定供給、県外発信を進めるやまがたの木利用開発事業が平成24年度より取り組まれているとこ

ろです。

関係企業工場の誘致については、製品の需給状況、集約化、輸入材との競争力確保のため大型化などが求められ、町単独での誘致については原材料の調達条件など、困難な条件があり、県を挙げての誘致活動が必要と思われるが、今後とも情報収集について努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の燃料となるチップの安定供給をどのように考えているかについてであります。本年3月策定の山形県エネルギー戦略では、最上地域で活用が期待される主なエネルギーとしてバイオマス事業が掲げられており、地域の将来像として木質チップボイラー等による熱供給システムを構築し、暖房、給湯、融雪への熱供給を行うことなどが期待されています。

また、本年度から山形県市町村防災拠点再生可能エネルギー導入促進事業による補助制度が発足しました。

東日本大震災の被災地域の復旧、復興や原子力発電施設の事故を契機とした電力供給の逼迫への対応のため、再生可能エネルギー等の地域資源を徹底活用し、災害に強い自立、分散型のエネルギーシステムを導入し、環境先進地域づくりを目指し、非常時における避難住民の受け入れや地域への電力供給等を担う防災拠点に対する再生可能エネルギーや、未利用エネルギーの導入等を支援していくことを目的としています。

当町においても平成19年2月策定した真室川町新エネルギービジョンに木質バイオマス事業を位置づけ、事業開始時期を模索してきましたが、このほど県の補助事業が発足したのを契機に、具体的に事業を進めていくこととしました。

今回の事業については、梅里苑に木質チップボイラーを導入し、化石燃料に頼らない設備を導入することで、災害拠点機能の強化を図ろうという計画であります。現在温泉棟で使用している温泉の加温、給湯用の重油ボイラー及び宿泊棟で空調用に使用している石油ボイラーの代替として木質バイオマスボイラーを導入し、再生可能エネルギーの利用を図り、あわせて梅里苑の燃料費等、必要経費の削減を図る考えです。

事業費予定額は8,998万3,000円で、補助金は7,000万円ほどを予定しており、事業内容としては出力400キロワットの木質チップボイラー1基の設置工事、これに伴う配管工事、チップボイラーを格納する建屋の建築及び非常時用の発電機の設置などとなっています。この事業により梅里苑で使用しているA重油の年間使用量を7割程度削減し、燃料の木質チップは800から1,000立方メートルの使用を見込み、収支のバランスにより年間200万円程度の経費削減を目指します。本事業にかかる補正予算が議決後、県の事業評価委員会の承認を得て着手する計画としています。

チップの供給については、民間会社が先行して事業を展開しており、平成20年に最上バイオマスエネルギー供給株式会社が発足しました。これは、最上地域内の木質バイオマスエネルギー

一資源の種類、数量に関するネットワークを構築し、ユーザーに適切でタイムリーな資源供給を図ろうと、最上地域の有力木材産業8社の参加を得て設立され、当町でも2社が参加しており、新庄最上地域における木質バイオマス事業が進展する中、今後木質チップの安定的な供給を図ろうというものです。

一方、真室川町及び周辺で製材業を展開する会社については、年間7万立方メートルのチップやパークの木質バイオマス素材の生産量を誇っており、製紙会社への販売や自社ボイラーによる利用により、木質バイオマスを一つの事業として展開しています。

当町がどのような形で木質チップの供給を確保するかは、契約にもかかわることなので、この場で具体的な供給方法について明示することはできませんが、今回の事業の予定では木質チップの使用量は最大でも年間1,000立方メートルほどを計画しており、民間ベースによる供給で当面不足が生じることはないと考えております。

一定程度行政が林業振興にもかかわりながら、木質バイオマス事業を展開したのが最上町の例です。地産地消を進め、新たな産業を興すことは、当地域にとって大変有意義なことと考えます。しかし、この間、町内や近隣の木質バイオマスの状況やチップ生産等について、当地域においては民間が先行して事業を展開していることは承知しておりましたが、経営者から直接事業内容を伺い、詳細な状況を把握し、検討してきた結果、当町において最上町のようなモデルを構築することには時間もコストも必要とすること、現在の民間の十分な生産力をおかりする方向で検討を進めることといたしました。

この製材会社は、山形県北から秋田県南まで、広く国有林を中心とした素材を取り扱っており、製材までの過程での端材等をチップやパーク生産に充て、その一部は自社の燃料として活用しています。生産から消費まで自社で行っており、行政に頼らない、木質バイオマスにおける地産地消を実践している好例と言えます。

以上のことから当町としては、民間ができる事業については民間の力をおかりして事業を進める方針であり、現時点ではあえて行政が木質チップの生産等に直接かかわるまでには至らない状況であると判断いたしております。

なお、今後の地域の木質バイオマス事業の進展によっては木質バイオマスの素材に不足が庄じ、原材料となる木材を求めて森林の奥へと入っていかざるを得ないことになることが予想されます。

チップ等の生産事業が拡大していくにつれ、個々の事業者だけでは解決できない課題も出てくるかもしれません。その際に行政として、林道の整備や周辺整備等が必要とされる場合に、案件に応じて関係機関と連携して事業推進の後押しをしてまいりたいと考えております。

今回の事業については、当町の再生可能エネルギーの導入としては、初めての大規模な事業となっています。全国的にも温泉施設での木質バイオマスボイラーの利用については例が少な

いことから、十分に事業内容を精査しながら今後進めたい考えですので、ご理解をお願いいたします。

次に、4点目の松、ナラ枯れの現状と対策はについてであります。既にご承知のことではあります。改めて説明させていただきます。いわゆるナラ枯れは、カシノナガキクイムシがナラ菌を伝播することにより起こる樹木の伝染病とも言われるもので、県内では庄内南部から広がり始め、平成18年に町内においても確認されたものです。完全な防除をする手段はまだ開発されておらず、抑制対策として薬剤による樹幹内注入、予防策として皆伐による萌芽更新程度での対応策しかないのが現状であります。

平成23年度での被害状況は、平成23年9月の現地確認の結果、民有林については1,447本、国有林については1,312本となっております。民有地については平成22年、国有林については平成20年をピークとして当町地域は終息期を迎え、最上地域東部に移動している模様であります。

これまで県を中心として国、管内市町村と情報交換を行いながら調査、被害対策を行ってきたところですが、国有林を含め、広大な面的対応が必要なことから、効果的に被害を予防することは困難でありました。

平成22年度より木ノ下、釜淵、梅里苑の3カ所を保全ナラ林として位置づけ、県の補助事業であるナラ枯れ被害緊急対策事業により予防薬注入と被害木の伐倒、薬剤処理を実施してきたところであり、今年度は55本のナラに740本の予防薬注入を実施しています。

ナラ枯れは、単なる森林被害にとどまらず、里山広葉樹林の植生と景観の破壊につながる可能性があり、短期的、長期的な、そして面的な対応が必要と思われれます。

現在対策されている防除方法にはそれぞれ課題がありますので、今後とも関係機関と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

松くい虫被害対策については、町内において松を主要木とする林班はなく、特に対応はしておりませんが、被害状況に応じて抵抗性のある松や他樹種への転換が必要であると考えますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 5番、高橋保君。

○5番（高橋 保） 丁寧な説明、そのとおりだと思います。ところで、このバイオマスの一環なのですが、前にオガライトというふうな製品、ご存じだと思うのですが、あれまた製造する工場は最上郡でも全然やっていないのでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） オガライトという、おがくずを圧縮して、それで炭のようにして使うというものがあるのですけれども、最上郡内においてはその件については進めている様子はないようです。小国町のほうで現在進めているというふうに聞いております。

実際おがの利用なのですけれども、当町においてはほとんどが畜産等に回って、余剰となるものがないというふうなことを聞いております。

以上のことから当町においては、そちらのほうへの検討ということは今のところ考えてございません。

○議長（佐藤忠吉） ここで会議を閉じ、休憩いたします。

（午前 11時53分）

（休 憩）

（午後 1時00分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

引き続き発言を許可します。佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） それでは、午後のひととき、私の一般質問から入らせていただきたいと思います。

第30回夏季オリンピックがイギリスのロンドンで開催された。204の国と地域から約1万1,000人が参加し、26競技、302種目が行われた。我が国日本は、メダル獲得数、最多の38個という快挙を遂げ、7月27日から8月12日までの17日間にわたり熱戦が繰り広げられた。大好きなバレーボールは、毎回時間をチェックし、欠かさず声援を送っていました。その願いが通じたのか、1984年のロサンゼルスオリンピック以来、28年ぶりのメダル獲得となりました。やっと、思わず大きな声で叫んでしまいました。もっと感動したのは、卓球女子団体です。決勝で中国に0対3で敗れたものの、オリンピックでは初メダルとなる銀を獲得したことです。中でも福原愛ちゃんにとっては悲願のメダルだったのではないのでしょうか。3歳から卓球を始め、5歳のときに全国大会において史上最年少で優勝し、その後も天才卓球少女と期待されましたが、成人となった現在でもなかなか頂点に立つことができず、苦難な道のりだったのではないのでしょうか。ここにきて、ようやくメダル獲得です。20年もの歳月がかかりました。本当におめでとうと心より言いたいです。そして、惜しくも金を逃がした県出身、佐々木監督率いるなでしこジャパンの大活躍など、男子もさながら賞をとりましたが、何ととっても女子力が目立った大会だったと思います。

本県の山形花笠まつりも8月5日から7日まで開催され、50年目の大きな節目を迎えた今回は、3日間合わせて、過去最多の1万3,400人の踊り手が参加し、熱く、華麗に、東北の元気を発信した。未曾有の被害をもたらした東日本大震災の記憶が深く残る中、山形市には今も隣の福島県などからの避難者、約1,100人が暮らしていると聞きます。早期にもとの生活に戻り、安心、安全で暮らせる日が訪れることを願ってやみません。

また、当町のメインイベントでもある真室川まつりもお天気にも恵まれ、16日の盆踊り大会から17日の真室川音頭パレード、おみこし、学童相撲大会、第61回まむろ川花火大会に至るまで、

婦人会の方々、その他の多くの団体、ボランティアの方々のご協力で華やかに、盛大に行われました。本当にありがとうございました。そして、お疲れさまでした。

地域では、来年4月に統合になってしまう及位中学校吹奏楽部が最北地区予選会を上位で通過し、9年ぶりに県大会出場権を得ました。また、県大会では悲願の金賞を受賞し、閉校のため最後の出場となったコンクールで有終の美を飾り、終了することができたとお礼とお知らせが届いたところです。

ある新聞の7月30日付の紙面には、来春統合の及位中、最後の夏、金賞獲得という見出しで、中学校小編成に出た真室川町の及位中は、来年春に真室川中と統合するため、及位中としては最後の夏のコンクールだった。部員は、中学校小編成で最小の10人、全員が女子である。演目、東北地方の民謡によるコラージュでは、9人が楽器をかけ持ちし、1人9役の部員もいました。東北大会出場は逃したが、金賞を獲得。部長のAさんは、最後の年にすばらしい賞をとれてよかった。みんなとこの舞台上で演奏できたことを誇りに思いますという記事も掲載されていました。私も最北地区予選会に応援に駆けつけ、新聞記事のように一人一人が速やかに、また機敏に、何役もこなしながら演奏するさまは、まさに圧巻でした。本当にうれしい受賞でした。心よりおめでとうと、お疲れさまでしたと言いたいと思います。ここでも女子力の活躍がありました。

東日本大震災後から見てきた男女共同参画の現状と未来への教訓。なぜ災害時の女性支援が必要なのか。今被災地で何が起きているのか。避難所で、仮設住宅で、原発周辺地域で、マスメディアは報道されてこなかった被災女性の実像がここにあるという内容の書籍も出版されています。ジャーナリストのT氏は、避難所での生活を赤裸々に指摘しています。例えば炊事、ある避難所では女性だけに炊事当番が割り当てられ、朝5時に起きて朝食、さらに昼食、夕食と、約100人分を連日つくり続けたそうです。自分たちが疲れたと訴えると、そうか、それじゃきょうはスナックで済ませようと言われた。根強い性別役割分業の中で、男性がかわって調理するという選択が全く出てこず、スナックで済ませようという対策しかなかったという。リーダーの男性に炊事当番のボランティアをよこしてほしいと頼み、負担が軽減された例もあったが、多くの女性はわがままととられるのが怖くて言い出せないと、声を上げることができないでいた。避難所では、間仕切りがないため、見知らぬ男性が頻繁に通る横で、毛布を頭からかぶって着がえをしたり、胸を隠しながら、壁を向いて授乳する女性たちがいた。女性用のトイレの入り口が男性から丸見えで、恥ずかしいので行くのを我慢しているとの声もあった。女性支援者が避難所の責任者に話しましょうと言うと、わがままと言われたら避難所にいられなくなる。絶対に言わないでと頼まれたが、それとなく責任者に話すと、気づかなかった。早く言ってくれればいいのにと。すぐに卓球台を立てて、目隠しのつい立てがようやくできたといいます。などという大震災が起きた場合の公的シェルターなどの運営をどう維持するのかと

いった点を行政が女性グループと連携し、対応を検討しておく必要があると述べられている。当町においては、大地震や津波の被害はなかったものの、100年に1度がいつ来ないとは限りません。油断できません。いずれにせよシミュレーションしておく必要があると思いますし、このような男女差別的な事態になんぬよう、お互いの立場を理解し、支え合っていきたいものです。それが住みよい町づくりの大きな第一歩だと思います。

県の子育て推進部青少年・男女共同参画化事業では、8月29日よりふるさとを元気にというテーマで、女性から輝く最上の地域づくり、初めの一步と題した講演会を東北公益文化大学の伊藤真知子氏をお迎えし、8月29日を皮切りに、10月20日までの4回にわたり開催されています。私も第1回目、29日に参加してまいりました。ただ、やはりどの集まりも男性が少なく、ちょっと残念な気持ちで帰ってきました。ぜひ皆さんも、男性の方は特にそのような会合に出席していただければありがたいなと思います。みんなでふるさとを元気にする第一歩を踏み出してみませんか。

2011年3月の定例議会の一般質問の際に、今こそ真室川式男女共同参画の推進をとお尋ねした経緯がございます。教育長の答弁には、新山形県男女共同参画計画書を一人一人が持てる力を発揮し、みんなが思いやり、支え合う山形県の実現を目指した策定である。町においても男女共同参画を推進するための総合的な計画を策定する必要があるという答弁をいただきました。

また、町長の答弁には、既に保護者会やPTA活動では女性役員体制も男女が対等な立場でかかわっている。役場内の男女共同参画については、職員のそれぞれの能力が最大限生かされるよう、人事異動に当たっては希望調査も行いながら、定期的な異動を行っているという答弁をいただきました。

そこで、次の点から質問したいと思います。

1、男女共同参画推進委員会が町では2カ所明記されているようですが、どちらが本委員会なのか。

2、新山形男女共同参画計画に基づいて、町独自の計画はどの程度策定が進んでいるのか。

3、男女共同参画の推進について町長の所見を伺う。

次に、平成22年3月の定例会の一般質問の中で真室川産漆、全国への取り組みはと質問した経緯があります。まちおこし工芸品の漆は、町内のどこで求められるかと探してみました。森の駐車場では、奥まった片隅に立派なケースの中に並べてあったり、梅里苑の売店のレジ近くのショーケースの下のほうに質素に陳列されていたり、またお向かいのまごころ工房に何点が置いてあったりしました。庁舎の玄関にももちろん飾られています。大変失礼な言い方ではありますが、一つとっても数千円はする品であります。また、貴重な資源を生かした伝統工芸品でもあります。現状を見ますと、販売したいのかどうなのか、よく見えていない気がします。

漆の器が大好きな目の不自由な鶴岡のKさん、大の真室川ファンでもあります。このような方々のためにも、ぜひ丁寧に取り扱っていただきたいなと思いますし、町のPRにもつながっていくことでしょう。

さて、真室川産漆を全国への発信についてはという質問に対し町長は、いろいろな角度で情報発信を進めていくという。また、漆の育林にかかわる方々の高齢化や、職人の減少によってますます植栽地の荒廃が進んできている。こうした荒れた漆林の現状と、再度手入れを行い、高品質漆生産を図っていこうと、23年度から県の補助事業による最上地域高品質漆生産振興事業を3年計画で当町うるしセンターを拠点とし、実務研修会、講習会を開催しているという答弁でした。

以上のことから質問させていただきたいと思います。

4、最上地域高品質漆生産振興事業、今年度の計画と実態。

5、全国への発信についての進行状況はをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 佐藤成子議員のご質問にお答えいたします。

1点目の男女共同参画推進委員会が町では2カ所明記されているようです。どちらが本委員会かについてであります。男女共同参画の推進につきましては国は内閣府男女共同参画局、県は子育て推進部青少年・男女共同参画課と、単独の部署が配置されております。

一方、県内の市町村では、山形市が男女共同参画課を配置しておりますが、その他の自治体は総務、企画担当や教育担当、もしくは複数の課が担当するなど、それぞれの事情によって異なっております。

当町では、企画課と教育課がその業務を担当し、基本的に総合窓口として企画課が、教育課は生涯学習事業の一環としての講演会開催やセミナー、研修会参加案内等を担当しております。会議等は、両課から担当者を出席させ、常に横の連携を密にしながら業務を努めております。

議員がおっしゃる男女共同参画推進委員会ですが、企画課及び教育課でそのような組織は立ち上げておらず、現在もその予定はありません。

山形県の青少年・男女共同参画課が事務局となり、最上地域における女性団体ネットワーク構築のための実行委員会が発足し、去る6月29日、新庄市において当町から3団体、4名の女性が参加したという報告は受けております。

次に、2点目の新山形男女共同参画計画に基づいて、町独自の計画はどの程度進んでいるかについてであります。このことについては平成23年第1回定例会で教育長が、町においても男女共同参画を推進するための総合的な計画を策定する必要がありますと答弁した内容にかかるものと推察いたします。

国においては、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定するとともに、平成12年には男女

共同参画基本計画を策定しました。その後、平成22年12月に改定され、平成23年度から平成27年度までの第3次男女共同参画基本計画に基づき、さまざまな取り組みが行われております。

山形県では、平成13年に山形県男女共同参画計画を策定し、平成18年に改定の上、現在平成23年度から27年度までを計画期間とする新山形県男女共同参画計画を策定し、一人一人が持つ力を発揮し、みんなが思いやり、支え合う山形県の実現を目指しております。

市町村の男女共同参画計画について、男女共同参画社会基本法では努力義務が、県男女共同参画計画では市町村と連携体制を構築し、計画策定を促進するとされております。平成24年2月1日現在、県内の17市町が計画を策定し、割合は48.6%となっております。

国から計画策定に当たって留意事項や、策定した市町村担当者の声などが紹介されており、一例を挙げますと、計画策定が行政先行の形で進んだため、住民の合意形成が大変だった。住民の意識が低く、計画を単に策定しただけで、形骸化してしまった。男女共同参画に向けた意義が醸成されないと、計画の策定、推進について理解が得られないなどが紹介されておりました。

昨年の3月定例会での議員の質問の中にも、ある女性の会で男女共同参画について尋ねたところ、半数以上が理解されていなかったと述べられておりました。

今行政が行わなければならないことは、第5次総合計画基本構想にもあるように、男女平等の意識づくりをするや、政策や方針決定過程への女性参加の促進を重点的に推進することであり、町民全体の男女共同参画に対する意識醸成を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

次に、3点目の男女共同参画の推進についてであります。この件につきましては平成23年第1回定例議会で一度答弁しておりますので、重複する部分は割愛させていただき、その後の拡充部分についてお答えいたします。

少しずつではありますが、女性の社会参加は着実に進んできていると実感しております。平成23年7月の町農業委員選挙においては、農業委員会始まって以来の女性委員が誕生し、また同年9月には真室川町農協の経営管理委員に新たに女性枠が拡充され、12名中2名が女性の委員となっており、今後も女性参画の環境が整備されていくと考えられます。

現在の町審議会、委員会等の女性委員の割合ですが、平成24年4月1日現在、審議会では委員総数112名中17名で15.2%、委員会等では委員総数26名中4名で15.4%となっております。今後も男女共同参画社会の推進に向け、町の各委員や審議会、委員会における女性の割合をさらに高め、男女共同参画社会に対する認識を深め、定着させるための広報、啓発活動、講演会や講習会の開催を行ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、4点目の最上地域高品質漆生産振興事業の今年度の計画と実態についてであります。事業の経過について改めて触れさせていただきます。

昭和55年から21ヘクタールに約2万5,000本の漆を植栽し、漆による産業振興に着手し、漆振興組織として真室川町うるしの会を昭和58年に組織したものの、会員の高齢化や中国産漆との競合により活動が停滞し、かき手の不足と植栽地の荒廃が目立つ状況になりました。

最上総合支庁に対応策を要望しながら、貴重な特色ある地域資源を生かした産業振興の可能性に注目し、漆産業の総合化による地域産業振興を目的として、漆植栽地の整備と漆かき手の養成に取り組むこととしたところです。

具体的には、植栽地は町内に点在しており、集落に近い場所では生漆の生産は行われていますが、それ以外の場所では放置されていた状況があったため、特に荒廃が目立つ地区を年間2ヘクタールずつ3年で除伐を行ったものであります。

また、植栽木から生産可能数量を推計すると、1.5トン程度の生産が可能であり、この生産量を確保するためには5名程度のかき手の養成が課題となります。

また、主産地と比較して2割程度取引単価が低いため、先進地の講師より指導を受けるなどして高品質漆生産技術習得のための研修を計画したところです。平成22年度より3カ年事業として計画し、平成24年度については植栽地のうち荒廃の進んでいる木の下、森の越、長沢前、三滝の箇所2.1ヘクタールの除伐を11月に実施予定としており、かき子養成研修会については8月に1回実施し、10月に2回目の研修を予定しているところであります。

平成22年度からのかき手研修には、延べ23名の研修生が参加し、新規に2名がかき手として参加し、技術習得中であり、計5名のかき手が見込まれるところです。一朝一夕に技術は身につくものではありませんが、高品質漆の生産と振興には今後も継続して研修を行い、技術、技量を向上させていく必要があると考えております。

次に、5点目の全国の発信について進行状況はについてではありますが、平成22年12月の定例会で議員より、真室川産漆、全国への取り組みについてについてご質問を受け、全国各地の漆製品のブランドは、高い技術と長い歴史が育んだ伝統工芸、文化の世界でもあります。当町の漆器は、おわんや箸などの日常的に使っていただく商品を定番としながら製作しておりますが、漆イコール真室川町という認知度はないに等しい状況にありますので、全国への発信についてはいろいろな角度で情報発信を進めてまいります。まずは地元で漆のよさ、使い勝手を知っていただき、その広がりが購買層へ知名度や販路へとつながるものと思っておりますと答弁しております。

つまり全国への発信については、いろいろな角度で進めていくものの、まずは地元認知度を高めるところから始めたいと考えているところです。

あわせて平成22年度以降は、うるしセンターには臨時職員1人を配置し、拭き漆製品を中心にした生産を行いながら、PR活動として町内での展示販売会へ出品、出展をしているところですが、うるしセンターの漆器生産については、生産能力や販売力における将来性や漆産業

振興の中での位置づけについて、漆振興施策の再検討にあわせ、検討が必要な時期と考えているところであります。

○議長（佐藤忠吉） 3番、佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） まず、男女共同参画のほうの質問の点からですけれども、やはり着実に一歩ずつというか、人数的にはまず少ないなりに参画していているのだなというふうに感じるのではありませんが、やはりパーセンテージから申しますと、まだまだ委員会、審議会の割合の中では15.2%と、低いのではないかなと位置づけていると思います。だから、この人数が、女性が多く入ったからどうのこうのというわけではないのですが、またどうしても例えばいろんな政策や方針決定過程の女性参加の促進等を重点的に推進するという考えもあるようではございますが、なかなか促進するといっても、どこの会議もそうなのですが、どうしても同じ方が参加しているというふうな点が多く見受けられます。やっぱりどうしたら参加人数をふやしていくか、女性でも男性でも同じなのですが、参加しやすい方向性について、何か施策は現在のところないものかお伺いしてみたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 同じ人がというようなことでは、各審議委員会等の委員についても団体のほうにお願いしながらやっているというようなこともあります。そうした場合、どうしても会の代表者、会長さんなり副会長の方が出るとようなことで、そういう点ではやはりそういうリーダー的な方が会長になっているというようなことでもあるのではないかと考えているところでもありますけれども、例えば婦人会のように、真室川だけではなくて、安楽城地区、及位地区の会長もいるわけでありますので、そういう面では働きかけとして、そういう人たちの意識の向上というようなことでこちらからお願いするというようなことがあるのではないかと考えております。また、いろいろな会合等を開いているわけでありますけれども、なかなか女性の参加率が低いというようなことも現状にあらうかと思っております。

先ほど答弁をしました、今後につきましてもいろいろな町のPR、啓蒙をしながら、女性の参加、意識の高揚に努めてまいりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） やはり婦人会の団体等の、こう言うっては大変失礼かと思いますが、50代以上の方が大変多く活躍しているように見受けられます。そうすると、やはりその中でいろいろ年数が経過してきますと、その下の段階の女性たちの教育というか、参加が今度伴わないと大変な事態が引き起こるのではないかなというのが大変懸念されます。そういう場合においても女性がそういうふうな会合に出やすく、活動できるような場づくりを町としては大変必要な時期にきているのではないかなと思いますので、継続して女性が参加しやすい環境づくりを願いたいと思いますし、男性の役割、女性の役割というわけではなく、男性と女性がやっぱり共同し

ていくような活動をこれからは計画してきていってもらえればと思います。

それでは、漆のほうなのですけれども、現在22年度からかき手、かき子研修には延べ23名の研修生が参加し、新規に2名がかき子として参加し、技術習得中であり、計5名のかき子が見込まれるというふうな答弁あったのですけれども、その中で現在はうるしセンターには臨時職員1人を配置ということではあります。職員を今後ふやして、さらに漆の事業を多く展開していくような予定はあるのか。そして、この5名の方がいらっしゃるのですが、やはり伝統工芸品であるゆえに、すぐには製品となるというのは難しいというのはよく聞いています。その中で1名だけを臨時職員として置いておいて、このような全国発信とか、取り組み状況がスムーズにいけるのかなという疑問があります。例えばかき子を臨時職員1人を配置ではなく、何名かにふやしてこれを推進していくというふうな考えは今後ないのでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 塗師については、東北芸工大のほうに募集しながらやってきた経緯があるわけでありまして。

また、今の臨時職員につきましても以前研修しながら、後は研修を卒業してから、自宅のほうで塗師としてやってきている経過があります。

前の職員がやめた時点でまた募集はかけたところなのですけれども、なかなか人材が集まらなかったというようなことで、町の経験者というようなことで現在お願いしているところであります。

今後のふやしていかないのかという点については、先ほども答弁した中でありまして、全体をもう一度検討しながらというようなことで今後やってまいりたいと思っているところであります。

かき子については5名というようなことで、もう植栽したときからやってきているわけであるのですけれども、なかなか育ててきていないというのが現状だったと思います。この3年間でやってきた成果も出てきたところでありますし、また木の整備もしながら、漆の汁の出ないものについては伐採しながらやってきているところであります。

あとは、木地師のほうも自宅のほうでというようなことでやろうとしている動きが出てきております。そこら辺も総合的に踏まえながら、整備もしながら、今後うるしの会の皆さんと話をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） やはり高品質を目指すというのも本当に必要なことではございますが、ある方に列車内で、真室川ファンではないのですけれども、お会いした著名な方がいまして、真室川産の漆、もったいないというふうなお話を聞きまして、あれ何とかもう少し多くの地区に発信すれば、いいものを持っているのだからやるべきだよというふうに、大変貴重な意見をもらった

経緯があります。そういう点からしても、もう真室川産の漆と、高品質というイメージがあるのでできれば、大変せっかちではありますが、それなりのいろんな作業とか年数はかかるとはわかっていますが、とにかくせっかちの有名にしたブランド品なのでありますから、早目にぜひ発信できるような方向性を今後検討していただければと思います。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 以前にもガラスと木との合わせた漆の製品とか、いろいろな手がけながらやってきたところであります。そういうノウハウが、やっぱり人が異動してしまうと、その職人さんと一緒になくなってしまうというようなことがあることも理解していただきたいと思っております。

町が進めてきたというようなことになってやってきているわけでありましてけれども、やはりそこは職人さんの世界もあるというようなことでなかなか難しいというようなことも実際にあるわけでありまして。そういう話も進めながら今後、今言われた議員の指摘を参考にしながら検討してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き発言を許可します。1番、外山正利君。

○1番（外山正利） 我が町農林業を支える人材確保と農地集積と6次産業化で農林業の活性化及び雇用促進について伺いたいと思ひます。

特に林業の関係については、私もこれでたしか一般質問で3回ほど林業について、大震災前から我が町の基幹産業の林業について一般質問を行っておるところであります。きょうも同僚議員の高橋議員のほうからも林業の取り組みについて質問がなされております。重複するような部分が多分あるかと思ひますけれども、よろしくお願ひをしないと、こういうふうに思ひます。

政府は、8月17日に2013年度の概算要求基準を閣議決定をいたしております。日本再生戦略の実現に向けて再生可能エネルギーなど、環境や医療、農林業の3分野に予算を最重点で配分することを決めております。言うまでもないわけですが、概算要求基準案については各省庁が財務省に予算要求する際のこれルールになるわけでありまして、閣議決定で13年度の予算編成がスタートしております。日本再生戦略を重点枠と位置づけて、省庁に2兆円から4兆円の要求を認めるという概算要求基準でございます。各省庁の予算要求については9月7日、あす締め切るということになるわけでありまして。これをさておいて、12月に決定する13年度予算案では、重点枠への配分額を最終的に1兆円から2兆円に圧縮するわけですが、12年度を大きく上回る規模になる見通しになっております。

ただ、ご承知のように、野田佳彦首相は今秋までに衆議院解散に踏み切るとの見方も多く、予算編成作業については財政確保を含めて、曲折が予想をされます。国の13年度の予算の要求基準案ですが、環境分野の政策、再生可能エネルギーに4倍、医療、農林業に2倍、環境、医

療、農林業以外の日本再生戦略に1.5倍と、基準案のイメージになっております。

そこで、当町の基幹産業の農林業の課題は6次産業化の推進、あるいは環境分野の農山村の再生エネルギーの取り組み、青年の就農意欲の喚起、法人雇用就農の促進、地域農業のリーダーの層を厚くする農業経営者教育や農地集積が円滑に進む措置など、行政が中心となって、官民一体で取り組むべき課題と思っております。

国の予算も農林業に特別重点枠として位置づけており、来年度、13年度、当町の基幹産業、農林業の方向性、どうあるかを示すべきと思います。来年度の町の政策に伴って中央要請なり補助金の獲得なり動くわけでありますので、そういった考え方について、町長に農林業の政策について伺いたいと思います。

次に、3月の定例会の一般質問で基幹産業、林業の再構築で町の活性化と雇用創出について下記の質問を行っております。

1点目は、第5次総合計画、林業の6つの施策を具体化し、産業振興雇用創出を視点に大型プロジェクトとして位置づけて取り組むべきと。

2つ目は、官民一体で木質バイオマス発電の検討をしてはどうか。

3点目は、官民連携で素材集積所の設置を進めてはどうか。

以上、3項目について質問をいたしました。

町長からは、私は前向きな答弁をいただいたなど、こういうふうに思っております。

2つ目の質問でありますけれども、林業振興を図る上で経営の合理化はもちろん、林業従事者の確保、後継者の育成、生産の拡大による林業の活性化を図る必要があることから、町内森林の80%を管理する山形森林管理署最上支署や最上広域森林組合との連携を図りながら、真室川町の総合計画前期の基本計画の林業の振興、6つの政策を進めていきたいという答弁をいただいております。その後の進捗状況についてどう進めてきたのか、町長に伺いたいと思います。

3点目は、官民一体で木質バイオマス発電設置の質問に対して、梅里苑に木質バイオマスボイラー導入の計画をしていると。木質チップの地産地消の検討を図るとの答弁でした。午前中もありましたけれども、地産地消のチップの拾得方法、プロセスについて町長に伺いたいと思います。

4点目は、官民連携で素材集積の設置を進めてはどうかについて、森林法の改正により間伐を実施する際は、一定の小径木や短尺材を集積することが補助の対象の条件となりました。素材生産業者と共同で集積所の設置が可能か、検討するとの答弁があったわけですが、検討の結果について町長に伺いたいと思います。

次に、民有、国有林一体整備の県内の森林共同施業団地が小国町や小国の置賜森林管理署などは、民有林と国有林で連携して森林整備を進める。小国町の黒沢地区、あるいは種沢地区、大滝地区を森林整備協定を今年の3月12日に締結をしております。森林共同施業団地は、民有

林と国有林を所有する林業業務を連携して、一体的に行うことが目的になっております。これを行うことによって効率的な道路の整備などで作業の低コストを実現をする。間伐後に放置されていた木材を新たに整備する道路網を利用して運び、資源として活用することで林業の活性化に結びつけることが期待をされております。

当町の林野率については87.5%と、広大ながら、80%が国有林で、ほぼ小国町と同じであります。県内市町村にない最上森林管理署が当町に所在をしております。林業に携わる町民もおります。国は09年、強い林業の再生に向け、道路網の整備や人材育成などを集中的に行い、10年以内に木材自給率を50%まで引き上げると。外材に打ち勝つ、国内林業の基盤確立を目指した森林、林業の再生プランを打ち出しております。施業放棄森林の増加、あるいは丈夫で簡易な道路の整備のおくれ、人材育成の欠如など、現状を打破して低炭素社会づくりに向けて、日本の社会構造を転換するのが目的であります。

当町としても第5次総合計画の施策の達成に向けて民有、国有林一体整備を進めるために、小国町版の共同施業団地を官民連携して進めてはどうか、町長に伺いたいと思います。

以上申し上げて、この場での質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 外山正利議員の我が町農林業を支える人材確保と農地集積と6次産業化の推進で農林業の活性化及び雇用創出について何うのご質問にお答えいたします。

1点目の最初に、国の概算要求基準を踏まえた13年度の農林政策を何うについてであります。ご承知のとおり政府は8月17日に平成25年度予算の概算要求組み替え基準についてとして、平成25年度概算要求に当たっての基本的考え方や特別重点要求、重点要求を内容とする、いわゆる概算要求基準を閣議決定し、特別重点要求、重点要求事項として、7月31日に閣議決定された日本再生戦略に適合する施策であるグリーン、ライフ、農林漁業を対象として、前年当初規模を超過する要求を可とし、農林漁業に関しては農林漁業再生戦略に次の事業が位置づけられました。

1つ、戸別所得補償制度のさらなる推進と新規就農の推進。1つ、飼料用米の需要拡大。1つ、農業水利施設の補修、更新等。1つ、森林管理、環境保全直接支払制度の実施。1つ、森林整備、木材利用の推進であります。

また、農林水産省の発表によれば、戸別所得補償制度関連の総額は24年度当初と同額、青年就農給付金は2倍強、生産基盤整備関連の農業農村整備事業は271億円増を概算要求として提出されるようです。

当町の農林業関係施策としては、第5次総合計画において現状と課題を踏まえた施策の方向を定め、事業評価を行いながら当該年度の施策の調整を行ってきているところですが、国の農林業再生戦略、県の農林業元気再生戦略と連携しながら、周年農業の確立、資源循環型農業の

推進、生産基盤整備を進め、一層の生産額の拡大を図ります。

周年農業の関係ですが、戸別所得補償制度については、平成23年度より本格実施され、当町において米の所得補償交付金については約1億5,300万円、大豆、ソバ等の畑作物の所得補償交付金については約700万円、水田活用の所得交付金については約1億8,700万円が交付されているところですが、平成25年度へ向けての制度条件には大きな変更が見込まれていないところですので、着実な定着を進めます。当然水田営農は、当町農業の基本でありますので、米の生産調整と飼料作物の生産振興、園芸作物の産地形成と連携させながら、周年農業の確立を進めてまいりたいと考えております。

資源循環型農業の関係ですが、秋山牧場について平成23年度までに畜産担い手育成総合整備事業により基盤整備を行い、周年預託を開始したところですので、着実な預託運営を行うとともに、飼料米の給与拡大による自給飼料率の向上が畜産農家全体に普及し、多頭飼育農家の経営安定につながるよう、関係機関と連携を強めていきたいと考えています。

生産基盤の整備の関係ですが、農業水利施設の補修、更新等については、町内においても老朽化施設を抱える水利組合から改修事業の打診が多くなってきておりますが、水田農業の基盤が水利でありますので、申請補助事業の検討も含めまして支援してまいりますし、圃場整備事業についても現在2地区で地元での調整がなされている状況ですが、これについても関係機関とともに、支援を進めてまいります。

また、林業関係につきましても路網整備や施業の集約化、森林整備が求められ、国においては平成23年度より導入された一定要件を満たす場合に間伐や森林作業道の整備を対象にして定額助成される森林管理・環境保全直接支払制度の予算額が増額されることも踏まえ、適切な補助事業の選択を関係者と進めながら、着実に実行していきたいと考えております。

次に、2点目の林業振興にかかわる6つの施策の進捗状況についてお答えします。

1つ目の林業経営体の経営改善と体質強化、地域特性や実情に即した林業施業の推進について、効率的な森林施業を実施するため、より一層の集約化が必要とされています。施業の集約化を進めるために森林所有者に策定を求めている森林経営計画について、今年度東内山地区の私有林50ヘクタールを対象にした計画が策定予定となっており、その計画をもとに間伐が施業される見込みとなっております。

2つ目の計画的な造林、間伐施業による優良材生産、木材利用の需要拡大の関係ですが、長期育成循環整備事業として平成19年度から22年度に植林した釜淵権現堂町有林の下刈り6.92ヘクタールを実施しており、居住地森林環境整備事業として林道中村川舟沢線利用区域内除伐3.13ヘクタールについては10月の実施を予定しています。

また、木質バイオマス利用については、今年度に梅里苑へのチップボイラーを設置し、町の公共建築物の木質化の指針とする公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針を策

定いたします。

3つ目の計画的な森林施業、森林作業道の計画的な整備の関係ですが、継続事業としている美しい森林づくり基盤整備事業について、今年度も3月に大向山地区を対象に約3ヘクタールの間伐実施予定としており、林道整備事業として小又八敷代線の延長750メートルの側溝整備については9月の発注予定、災害復旧事業として延長300メートル、7カ所の秋山栗谷沢線補修工事については測量設計を発注済みであります。

4つ目の治山施設整備、保安林整備の関係ですが、治山事業は県が事業主体であります、谷地の沢、小国地区内での治山工事を予定し、25年度以降の治山工事として小国地区ほか全6カ所を要望しているところであります。

5つ目の森林空間交流、教育、レクリエーション、森林空間創出の関係については、みどり環境交付金事業として学校林整備、中村湿原の保全活動、県産材活用事業製品の導入を計画しており、11月に梅里苑周辺体験交流の森での広葉樹植栽や間伐材活用整備事業を予定しています。

また、みどり環境公募事業については民間の取り組みとなりますが、八敷代里山活用推進協議会、甕山探究会、ふるさと山の会、真室川キノコ山菜研究会の4団体の事業が採択され、それぞれ進行中となっております。

6つ目の漆振興の関係ですが、さきの佐藤成子議員のご質問でお答えしたとおり、高品質漆生産振興事業としてかき子の育成と植栽地の整備を行っているところですが、うるしセンターの漆器生産の方向性について検討が必要な時期と考えているところであります。

山形森林管理署最上支署、最上広域森林組合、加えて最上総合支庁との間で指導、助言を受け、また情報、意見交換を行いながら事業の執行に当たっているところですが、さらに施業集約化、林業従事者育成、低コスト植林、鳥獣対策などの実効性、効果性が見込まれるテーマについて調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の梅里苑の木質バイオマスのチップ地産地消のプロセスはについてであります、さきの高橋保議員の質問と重複する内容もありますが、チップの地産地消との関連で答弁申し上げたいと思います。

バイオマスエネルギーを利用するためには、燃料となる木質チップの安定供給が重要であり、間伐材の伐採、収集、運搬からチップへの加工、熱エネルギーとしての利用まで、地域内で体系化したのが最上町です。地図情報システムと高性能林業機械を導入して事業の効率化を図り、伐採、収集作業の効率を上げるため、立ち木を一行に伐採していく列状間伐を採用しました。こうして切り出した間伐材は用材用と燃料用に分け、燃料用は町内の工場木質チップに加工し、これを町の施設に供給し、木質バイオマスボイラーの燃料として利用しています。

最上町のように、一定程度行政が林業振興にもかかわりながら木質バイオマス事業の地産地

消を進め、新たな産業を興すことは当地域にとって大変有意義なことと考えられますが、さきの高橋保議員に答弁したとおり、最上町のようなモデルを構築するには時間もコストも必要とすること、必要十分な生産力を有する地元企業が行っている地産地消を実践していることから、現時点ではあえて行政が木質チップの生産等に直接かかわるまでには至らない状況であると判断いたしておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、ご質問の前段で木質バイオマス発電について触れられておりますが、この件についての考え方について申し上げます。

当町では、5月ごろより木質バイオマス発電の事業化について、県や大学、電力会社等と打ち合わせなどを行いながら、事業実施の可能性について検討してきました。本年7月1日から再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートし、バイオマス発電については未利用材が33.6円/kW、一般木材が25.2円/kWとしています。十分に採算が合うのかどうか検証する必要がありますが、買い取り価格制度によって採算がとれるという考えから、国の再生可能エネルギーの発電に対する補助事業はなくなりました。このため数十億円という莫大な発電プラントの設備投資についても自己資金で対応しなければなりません。近隣の木質バイオマス発電の例では、2,000キロワットの発電プラントで5万トン、14万立方メートルのチップを必要としているとのこと。非常に大量であり、これに対応する木質チップ供給体制をすぐに構築することは困難であります。

次に、実際の事業運営の面についてですが、これは近隣の例では中央の企業に委託となる可能性が大きいと思われれます。地元にはそのような採算がとれる技術力、ノウハウはなく、企業利益追求となれば、地元への恩恵は期待できないとも思われれます。県としては、地域エネルギー会社という形で、地域が参画していくことを推奨していますが、どこが事業主体となるのか、これも大きな課題です。

そして、一番の課題は発電効率の問題で、一般に木質バイオマス発電のエネルギー効率は20%ほどとなっており、残りの80%は捨てることとなります。そのまま燃やせば効率は100%であり、専門家は地域熱供給と一体的に取り組まなければメリットはないとしています。

また、発電プラントのほかに、2,000キロワットを超える場合は、別に送電線が必要となり、送電線は事業者が設置することとなりますが、鉄塔だけで1棟1億円とのことあります。これも莫大な事業費を要することとなります。関係者、専門家の意見を聞いても、今すぐの事業実施には否定的なものでした。

以上のことから、現時点で木質バイオマス発電を実施することは困難と判断し、発電でなく、熱供給としての木質バイオマス事業に取り組みたい考えですので、ご理解をお願いいたします。

次に、4点目の木材集積場の設置が可能か、検討の結果について何うについてであります。山土場の製材、加工工場の中間に臨時的な中間土場を設置し、需要者ニーズに対応した選別を

行い、用途別に供給することにより輸送ロット大型化によるコストダウン、小径材の有利販売拡大などの効果が期待される流通改善策として近年設置されつつあるようです。

まず、素材の生産流通の実情について申し上げますが、民有林について、代表的な素材生産業者の最上地域全体での平成23年度販売量については9,900立方メートルであり、製材用途のものについてはほとんどが町内の大規模製材所向けに、合板、チップ用途向けのものについては県内及び隣県へ、それぞれ山元から工場等への直接出荷となっているようです。

参考までに申し上げますが、当該事業者の平成23年度の町内産材の販売量は2,700立方メートルで、うち製材所以外向けの割合は1割未満となっていると聞いております。

また、最上森林管理署の平成24年度計画においての販売量については10万4,000立方メートルの規模となっており、販売については立ち木のままでの販売、あるいは丸太加工しての素材販売について、公売もしくは委託による販売が行われていますが、間伐材については安定供給を目的にして工場へ直接納入されるシステム販売方式により販売もされているところです。いずれにしても町内大規模製材所に販売出荷される割合が高くなっているようであり、このことから町内の国有林、民有林の流通の形態としては、需要者が近いということで山元で原木仕分けされ、工場へ直接出荷される山元直送体制が確立されているものと考えられます。

中間土場については、需要者のニーズに対応できる規格、数量、ロットが成立して初めてメリットが生ずるものと見込まれ、また官民連携とした場合には貯留機能を超えて仲介、流通機能をあわせ持つ必要もあると考えられることから、当町において積極的に検討する状況ではないと思いますが、なお専門家の助言を受けるなどして調査を進めてまいりたいと思います。

次に、官民連携した共同施業団地の関係ですが、ご承知のとおり当町の林業経営の実態は、林家614戸のうち5ヘクタール未満の所有者が417戸と、小規模所有が大部分を占める脆弱な経営構造となっており、育林費も賄えないと言われる木材価格水準のため、林家の林業に対する関心はすこぶる低く、合理的な施業を行おうとするまでの意欲は醸成されていないのが現状であります。

ご指摘のとおり、森林整備を進める上で団地化、集約化は必須条件となるわけですが、所有者が積極的でない、隣接所有者の協力を得にくい、路網施行についての地主同意がとりにくい、不在地主がふえ、合意形成に時間を要するなど、事業を進めるにあつての難しさを抱えているのが事実であります。森林整備事業関係の補助事業を受けようとする場合には、集約化などを内容とする森林経営計画の作成が条件となったことなどの環境を生かし、可能なところから森林施業が適切になされるよう推進したいと考えております。

一方、国有林との連携についてであります。ご指摘のとおり森林共同施業団地の設定により、搬出路網の共用など、合理的な森林施業や大ロット化が図られ、木材供給体制が効率化されるメリットが期待されると思いますが、山形県内においては、初めて平成24年3月に東北森

林管理局置賜署、小国町、山形県林業公社、小国町森林組合の間で751ヘクタールを対象にして森林整備協定が締結されております。

当町の民有林の現状は、さきに述べたとおりですが、民有林内部の熟度を見きわめながらも、関係機関の指導のもと、国有林と民有林の共同施業の成果が見込まれる地区、林班の調査、選定から着手する必要がありますので、結論まで一定の時間を要することについてご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 1番、外山正利君。

○1番（外山正利） 1点目の国の概算要求基準の関係でありますけれども、この原稿をつくったときは8月でありましたので、その後各省庁の重点枠の中でマスコミなどに載っている部分なども最近出てきております。特に林業の関係についても農業の就農者に対する雇用した場合の助成金についても、今までは林業については出なかったわけですが、13年度からは林業の従事者を雇った場合につく補助金については、農業従事者と同じように150万円、これを5年間続けると、こういうような制度が、これはまだ確定ではありませんけれども、こういったマスコミに出ているような形で概算要求の中で恐らく進んでいくのだろうと、こういうふうに思いますので、町としても関心を持ちながら、国からの予算獲得なり、そういう施策にこちら反映させていただければなど、こういうふうに思います。

それから、林業の関係でバイオマスのチップの流通、これは梅里苑でもバイオマスボイラーを設置すると、今回この議会で決まれば、もう実施するわけですので、当然その燃料となるチップをどういう流通の形態で集めるのか。これは、もう既に計画はしているのでしょうか。そのことについて、まず一つお伺いしたいと。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 先ほど高橋保議員に答弁したのですけれども、最上地区で8社でつくる生産組合ができております。そこに当町の2社の業者も入っているわけでありまして。ほとんどが大手の製材所のチップ生産というようなことで進めてきているところであります。当町のメリットとしましても当町の会社でありますので、いろいろ情報を得ながら、今話を進めているところであります。当然金山町さんも利用しますので、一緒に利用してくださいというようなアプローチは来ているところであります。十分精査しながら進めてまいりたいと思っています。

○議長（佐藤忠吉） 外山正利君。

○1番（外山正利） 最上町の例を、コスト関係で見ると、国有林のほうから買ったほうがコストが下がると。これは最上町なのです。ですけれども、最上町はあえて国有林から、コストが安いのはわかっているけれども、あえてしない。そして、林家にお金を落とすような仕組みをつくっているわけですね。ですから、コストは最上町の場合は高いと、はっきり町担当者も言っております。ですけれども、町民である林家にお金を落とす、これが一つの目的なのだというよ

うなこともあって、そういう流通をつくったようでもあります。その8社の中の2社は、当町内の業者だということでございますので、それはそれで結構ですけれども、問題はその業者に対する町内からのチップの材料になる間伐なり、ぜひそういうものを集められる体制を行政のほうでもやっぱり話ししていくべきでないのかなと、こういうふうに思いますけれども、町長、どうですか。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 当然今でも町の町産材を利用しているわけでありましてけれども、民有林だけでは間に合いそうもないというようなことでありますので、当然国有林を利用しながらというようなことになろうかと思っております。その仕事に携わっているのは町の業者でありますし、町の雇用にもつながっていると思っております。

今まで町の町有林整備というようなところでも確かに、さきに出ました、ちょっと山を越えると運ぶのに困難なものですから、材をそのまま放置していたというような経緯があります。今後は、チップ材としても大いに使えるわけでありまして、そこら辺の搬出をどうするかということは当然あるわけでありましてけれども、ぜひそういうものも利用しながらやっていくように努めてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤忠吉） 外山正利君。

○1番（外山正利） こういう行政でバイオマスボイラーを設置するということになれば、民間企業と違って、どうしても町民にお金を落とすような仕組みづくりといいますか、そういうものがやっぱり、答弁の中ではそういうことをちょっとうかがえますけれども、そういうふうなことを考えていく必要があるのではないかな。これは、農業についても循環型で、町民が裕福にならなければ何の効果もないわけですから、その辺をぜひひとつ考えていただきたいということを要望をしておきたいと思えます。

それから、町の森林組合、あるいは森林管理署、こういったところとの連携という言葉は出てくるのですが、ここの3団体と協議の場というのはつくっているのですか。会議を持っているのですか。このことをちょっとお伺いしたい。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） これまで、かつて、懇談といいますか、というような目的での懇談会は、例えば営林署長さんの異動を機会として設定されたことはあるようですが、いわゆる振興施策を目的として、町というレベルでの懇談会、意見交換会というようなものは設定された記憶はございません。

それぞれ民有林につきましては町、森林組合、広域森林組合、それから最上総合支庁での連携会議があります。さらに、町と森林管理署との連携会議がそれぞれございます。それが町というくくりの中での懇談、意見交換という場は、今まで設置されていないところであります。

○議長（佐藤忠吉） 外山正利君。

○1番（外山正利） これほど国自体が林業の再生プランというものをつくって、林業を盛り上げていこうと、国ではそういうような考えのもとでやっていて、そして当町では森林組合なり森林管理署なりで町の80%が森林を抱えて、そして今こういう再生可能エネルギーなんかでいろんな問題になっているときに、全然その3者と連携とれないというようなことについては、私はちょっとおかしいのではないかなと。いろんな、先ほど町長から答弁もらった考え方なりプランなり、行政だけではできないわけでしょう。これは、森林組合なり営林署なり、あるいは製材業者なり、あるいは林家なり、こういった人の協力なければできないわけです。そういう話し合いをずっとやってこなかったというのは、今まで林業については余り目向けられない部分もあって、採算ベースも合わないなんていうようなこともあって、そういうふうに着いてきた部分があるのかもしれませんが、今森林についても目を向けられているわけですね。そういうときに町自体が全然、森林管理署なんて、どこの町にもあるわけではないのです。ここを有効に利用していくということが行政との話をやっぱりやっていくべきではないのかなと思うのですけれども、それはどうなのですか。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 繰り返しになるかもしれませんが、民有林事業、あるいは国有林事業についてそれぞれ必要に応じて意見交換、協議もさせてもらっているところです。あるテーマによっては国有林、民有林、それから行政、一体になり、テーマ別に協議の場を設けながら事業を進めてきているということでもあります。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 7年前から町有林の間伐等の事業を県から助成してもらおうような進めできている。その際に、当然森林組合との話はしてきているわけでありまして、今後についてもいろいろな計画を立てながら、森林組合さんとはしてきているはずですが、私が直接でなく、担当のほうのわかるところで答弁させたわけですが、そういうことを逐次やってきております。

また、管理署ともいろいろ町道の関係とか、あとは事業に関していろいろ情報得ながらやってきておりますし、東町地区のこの提案についてもこちらから言ってきているところです。確かに3者で話しながら、そういう場を持ってきたかと言われると、必要とされていないということではないのかもしれませんが、今まで町がやってきた事業とは国の事業、県の事業に関しましては森林組合さんと話しして、または森林管理署さんと話ししてということで事業を進めてこられたということがあったということも理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 閉会後に決算審査特別委員会を開催いたします。

教育委員長、農業委員会会長におかれましては、大変お疲れさまでした。

その他執行部の皆様にはそのまま残るようお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第10**、以上をもって本日の会議日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時25分）